

議会運営委員会

平成16年11月29日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎小野 隆雄	○里川宜志子	嶋田 善行
飯高 昭二	西谷 剛周	三木 誓士
中川 靖広		浅井議長

2. 理事者出席者

総務部長 植村 哲男

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 飯高委員、西谷委員

委員長 おはようございます。三木委員から少し遅れるという連絡を受けておりますが、ただ今から議会運営委員会を開会いたします。

まず最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。会議録署名委員には飯高委員、西谷委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりであります。それでは、レジメに沿って進めてまいります。

協議事項1. 平成16年第5回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

まず、会期日程についてを議題と致します。9月定例会中の議会運営委員会で確認をいただいておりますように12月6日（月）から21日（火）まで、会期は16日ということで決定させていただくということによろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。

第5回斑鳩町議会定例会は12月6日（月）から21日（火）まで、会期は16日ということで決定させていただきました。

次に、付議予定議案についてを議題と致します。総務部長に出席を願っておりますので、付議予定議案について概要説明をいただきたいと思っております。

総務部長 それでは私の方から12月議会の提出予定議案の概要について説明させていただきます。全体で19件上程を予定させていただいております。議案で12件、諮問で2件、認定で1件、同意で1件、報告で3件でございます。

まず議案について順次説明させていただきます。

まず、斑鳩町法定外公共物管理条例についてであります。地方分権一括法の成立によりまして、里道及び水路等の法定外公共物が市町村に無償譲渡される事から、譲与を受ける法定外公共物の適正な管理を行う為に必要な事項を条例において定めるものというものでございます。

次に斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例でございます。町外の利用者には相応の負担をしていただく事が妥当だと考えまして、近隣の施設の状況も参考にしながら値上げをさせていただくという事です。町内の利用者には、より気軽に利用していただくという事で値下げを行うものでありまして、従来の当日券では町内は300円を200円に、町外は300円を400円に、それぞれ町内は100円の値下げ、町外は100円の値上げというようになっております。回数券につきましては町内は3,000円から2,000円に1,000円値下げ、町外につきましては3,000円から4,000円という事で1,000円上げさせていただくというような内容でございます。

続きまして、史跡中宮寺跡の用地の取得についてでございますが、これにつきましては、平成15年度から平成17年度までの3ヶ年計画で用地の取得を進めております。平成16年度では17筆7,077㎡の買上げを実施するものでありまして、契約の相手方は8名ございます。契約金額は1億8,564万9,710円でありまして、この用地の取得についての議決をお願いするものでございます。

次に平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,956万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ93億2,845万9千円とするものでございます。その主な内容でございますが、歳入予算の関係では、第1款町税では、固定資産税が減額となりますが、町民税で増額となった事から3,761万9千円の増額補正を行うものでございます。次に第4款国庫支出金では、第1項の国庫負担金で児童手当の

支給に係る負担金の国庫承認の減額により、364万8千円を減額、第2項の国庫補助金では古文書調査費補助金が本年度国庫補助事業として採択されなかった事から減額を、保存整備費等補助金で史跡藤ノ木古墳第6次発掘調査に係る経費が新たに国庫承認を得られること、要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金及び幼稚園就園奨励費補助金ではそれぞれ対象事業費が増加する事から88万4千円の増額補正を行うという事で、合わせまして276万4千円の減額補正となるわけでございます。次に第15款県支出金では、第1項県負担金で、個人町民税の増額補正に伴います県民税払込額も増額となる事から100万円を増額させていただくものであります。民生費の県負担金では、民生費国庫負担金と同様の事由によりまして、72万2千円の減額、第2項県補助金については、国庫補助金等同様の事由により、40万円の増額補正をさせていただくものであります。第3項の総務費県委託金では、市町村事務処理交付金の交付を受けましたことから、66万7千円の増額補正を、という事で合わせまして134万5千円の増額補正をお願いするものであります。次に第20款諸収入では、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業の第1期建設事業の完了に伴いまして、負担額を精算された事から還付金といたしまして336万3千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上が歳入でございまして、次に歳出予算の補正でございしますが、職員人件費につきましては、4月に実施いたしました人事異動等に伴います補正をそれぞれの費目におきまして計上させていただいております。人件費以外の主な内容でございしますが、第2款の総務費では育休・病休等に係る臨時職員の雇用が当初見込みを額が上回る事から、臨時職員賃金で279万5千円の増額補正を、第3款の民生費では第1項の社会福祉費で社会福祉協議会において職員の退職等に伴い、人件費の減額が生じた事から社会福祉協議会への補助金458万8千円の減額、国民健康保険事業特別会計におきまして予算補正に伴う国保職員給与費等繰出金及び国保出産育児一時金繰出金の増額によりまして、合わせまして129万1千円の増額補正をお願いするもので

ございます。老人保健特別会計における医療給付費等が当初見込みを上回る事から繰出金といたしまして948万4千円の増額補正をお願いするものでございます。介護保険事業特別会計におきましても、予算補正に伴いまして職員給与費繰出金及び介護給付費等が当初見込みを上回る事から、1,200万円の繰出金の増額補正をお願いするものでございます。第2項の児童福祉費におきましては、児童手当給付費の減少によりまして、509万5千円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして第7款の土木費でございますが、第2項道路橋りょう費関係で、譲与であります。譲与を受けた法定外公共物につきまして平成17年度当初から適切かつ迅速な管理を実施するため、システム構築業務委託料550万円の増額をお願いするものでございます。第4項の都市計画費につきましては、斑鳩町土地開発公社において保有地の処分にあたり売却損が生じますことから、その損失補てん5,019万2千円の補正をお願いするものでございます。公共下水道特別会計における予算補正に伴いまして職員給与費繰出金の減額、また消費税還付金の確定に伴う公共下水道事業費繰出金の増額等によりまして、259万2千円の増額補正をお願いするものでございます。次に第9款の教育費につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金の交付を希望される保護者の数が当初を上回る見込みから、114万6千円の増額補正を、第2項の小学校教育費で、要保護及び準要保護認定者が当初を上回る見込みから、就学援助費等で62万4千円、また中学校費におきましても同様の事由によりまして就学援助費で35万9千円の増額補正をお願いするものでございます。同じ中学校費におきまして、給食調理員の病休に伴う補充として、臨時職員を雇用した事から、賃金31万1千円の増額補正をお願いするものでございます。第4項の幼稚園費につきましては、幼稚園教諭の病休に伴う補充として臨時講師を雇用した事から42万8千円の増額補正をお願いしております。次に第5項の社会教育費では史跡中宮寺跡周辺整備用地について、地権者からの買取り申出もありまして、その用地費と補償額の増額をさせていただくものであります。古文書整理事業の国庫

補助未採択による減額及び史跡藤ノ木古墳第6次発掘調査の増額により1,714万6千円の増額補正のお願いをするものであります。次に第11款の公債費関係でございますが、平成7年・8年度分の減税補てん債の借換えの完了に伴いまして、償還するべき元金が確定いたしておりますので、112万円の増額補正をお願いするものでございます。最後に第12款予備費でございますが、今回の予算補正に要します財源3,682万1千円に充当させていただくものでございます。また、本予算の補正予算では法隆寺門前広場整備事業において、本年度会計において予算の支出を見込めない事から4,840万円の繰越明許費の予算を計上させていただいております。

続きまして、平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億円1,268万3千円を増額させていただき、歳入歳出それぞれ24億4,887万9千円とするものでございます。まず歳入につきましては、第2款の国庫支出金で7,543万7千円の増額補正、第3款療養給付費交付金で748万円の減額補正をお願いするものであります。これらは歳出の保険給付費の補正に伴いますものでございまして、また、平成15年度交付金の精算に伴いますものの補正でございます。第5款の共同事業交付金におきましては、高額な保険給付が増加したことに伴いまして4,342万円の増額補正をお願いするものでございます。第7款の繰入金では、人件費分及び出産育児一時金に係る一般会計からの繰入額の補正で129万1千円の増額補正を、第9款諸収入では、第三者行為に伴う納付による増額、前年度繰上充用金の確定に伴う歳入欠かん補てん収入の減額によりまして1万5千円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして歳出関係でございますが、第1款総務費におきましては、人件費の職員手当等につきまして29万1千円の増額補正を、第2款の保険給付費につきましては、医療費の動向を勘案し、9,625万4千円の増額補正をお願いするものでございます。第8款の諸支出金では、療養給付費国庫負担金の超過交付分を返還する事から56万9千円の

増額補正をお願いするものであります。第10款の前年度繰上充用金につきましては、執行額が確定した事に伴いまして186万1千円の減額補正をお願いするものでございます。予備費においては歳入歳出補正の差額1,743万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、平成16年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,370万円を増額し、歳入歳出それぞれ21億2,938万1千円とするものでございます。まず歳入につきましては、第1款支払基金交付金で1億3,676万8千円、第2款国庫支出金で3,795万7千円、第3款県支出金で949万1千円、第4款繰入金で948万4千円の増額補正をお願いするものであります。次に歳出につきましては、第2款の医療諸費におきまして、医療費の動向を勘案し、1億9,370万円の増額補正をお願いするものでございます。

つづきまして、平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ歳入歳出それぞれ88万1千円を増額し、歳入歳出それぞれ14億678万1千円とするものでございます。まず歳入につきましては、第3款の繰入金で一般会計繰入金259万2千円の増額補正、第5款諸収入で消費税の確定申告に伴う還付金の額の確定により171万1千円の減額補正をお願いするものでございます。歳出につきましては第1款下水道費では人件費で12万7千円の減額補正、第2款公債費で借入利率確定に伴い100万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、平成16年度斑鳩町介護保健事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,412万5千円を増額し、歳入歳出それぞれ12億5,978万9千円とするものでございます。まず歳入では給付見込額に対する法令で定める割合の負担金等の不足分として国庫負担金及び支払基金交付金、県負担金、一般会計繰入金、準備基金繰入金を受け入れるための増額補正をお願いするものでございます。歳出では介護サ

ービス等諸費及び支援サービス等諸費の居宅介護及び居宅支援サービス給付関係費等の増額補正をお願いするものでありまして、また介護サービス等諸費の施設介護サービス給付費につきましては減額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。水道事業費用といたしまして、人事異動に伴います人件費で38万5千円の減額、資産減耗費の固定資産除却費で370万円の増額補正と、資本的収入といたしまして、石綿セメント管更新事業の国庫補助金確定により288万4千円の増額補正をさせていただくものでございます。以上が一般会計及び各特別会計の補正予算の内容でございます。

続きましての議案でございますが、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。平成17年3月31日をもって合併により添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村が廃され、奈良県市町村会館管理組合から月ヶ瀬村及び都祁村を脱退させる事により、同組合を組織する地方公共団体の数が減少する事から議決を求めるものでございます。

続きまして、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてでございます。先の議案と同じように同組合を組織する地方公共団体の数が減少する事及び同組合を組織する地方公共団体を掲げております別表第1及び別表第2において規約の変更が必要となる事から議会の議決を求めるものでございます。

次に、奈良県市町村職員手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。先の議案と同じく組合規約の変更が必要となる事から、議会の議決を求めるものでございます。

次に諮問でございますが、2件ございまして、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1、その2）でございます。現委員の後藤宇之松氏の任期が平成16年12月31日、山中眞悦氏

の任期が平成17年2月28日、それぞれ任期が満了となる事から引き続き両氏を推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

次に認定、町道認定についてでございます。高安西1丁目地内の1路線及び服部1丁目地内の1路線、計2路線の認定をお願いするものでございます。

次に同意案件でございますが、斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてでございます。現委員の奥上幸男氏の任期が平成16年12月21日をもって満了となる事から、後任として宮崎莊平氏を同委員に選任することについて議会の同意を求めるものであります。

次に報告2件でございますが、まず議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。去る9月15日斑鳩町法隆寺南3丁目8番先の町道304号線、路面に生じた陥没により自動車に損傷を与えた事に対する道路の瑕疵について示談が成立いたしました。その損害賠償の額の決定につきまして議会の議決により指定された事項について専決処分を行いましたので、議会に報告させていただくものでございます。

続きまして同じく、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）でございますが、先の損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただいた事に伴いまして、損害賠償に係ります保険金の受入れと損害賠償の代金の支払いについてそれぞれ歳入歳出6千円を追加させていただいた事になりました。その事につきまして議会の議決により指定された事項につきまして専決処分いたしておりますので議会に報告させていただくものでございます。

次の報告、平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第2号）の報告についてであります。今回の事業計画の変更につきましては、都市計画道路代替用地の処分と取得についてそれぞれ変更を行うものでございます。処分事業では、いかるがパークウェイ用地の買収

に係る代替用地といたしまして、龍田西8丁目地内の都市計画道路代替用地の一部を処分するものでありまして、その処分価格は2,707万4千円でございます。なお、簿価は7,726万6千円でありましたので、その差額5,019万2千円につきましては売却損となるため、土地開発公社の経営健全化を考慮し、一般会計から損失補てんをしていただくという事になっております。次に都市計画道路代替用地の取得であります。公拡法第5条によりまして、龍田南3丁目地内の土地の買取り申出がありました。都市計画道路法隆寺線に係る代替用地として取得させていただくものでございます。代替用地取得費といたしまして1,165万3千円の変更をお願いするものでございます。以上で12月議会に上程いたしますそれぞれの議案につきましの概要説明でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 　ただいま総務部長から付議予定議案についての概要説明を受けましたが、既に本定例会に提出が予定されている案件として、それぞれ担当常任委員会に報告がなされているものもありますが、事前にお聞きしておくこと等があれば、質疑意見をお受けいたしたいと思ひます。

（ 質疑なし ）

委員長 　何かございませんか。
それでは、付議予定議案の審議の方法についてですが、議事日程、委員会付託表を参考にさせていただきたいと思ひます。議事日程に沿って確認をしていきたいと思ひます。

委員長 　日程7．議案第39号斑鳩町法定外公共物管理条例について、から日程18．議案第50号奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてまで、及び日程21．認定第11号町道認定について、これらは閉会中の各担当常任委員会で前もって説明がなされていると思ひ

ます。これらの議案については総括質疑の後、委員会付託表のとおりそれぞれの委員会に付託ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、議長におかれましては、そのように進められることの確認を致しておきます。

次に、日程19. 諮問第3号と日程20. 諮問第4号については、人権擁護委員の任期満了による推薦について意見を求めることについて(その1)、(その2)であります。今回、現委員の任期満了により引き続き再任をお願いいたしたいという事で、今、説明をいただきましたが、本件については初日の本会議で一括議題とし、委員会付託を省略し、適任であるかについて諮っていただくという事でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

本件については、初日の本会議で一括議題とし、委員会付託を省略し、適任であるかについて諮ってもらうということで確認を致しておきます。

次に、日程22. 同意第11号、斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて、現委員の任期満了により、新たに選任について同意を求めるということですが、これも初日の本会議で委員会付託を省略し、同意について諮ってもらうということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

本件については、初日の本会議で、委員会付託を省略し、同意について諮ってもらうということで確認を致しておきます。

続いて、日程 23. 報告第 12 号、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程 24. 報告第 13 号、議会の委任による町長専決処分の報告について、（平成 16 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 5 号）について）の 2 議案については、いずれも議会の議決により決定された町長専決処分の報告であり、一括議題とし、総括質疑の後、委員会付託ということでよろしいか。

（ 異議なし ）

委員長

また、この報告 2 件については、内容が町道管理に関わる案件ということで、既に閉会中の建設水道常任委員会で 12 月定例会提出予定議案ということの報告がされていると思いますが、建設水道常任委員会に付託し審議願うということでよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

それでは、そのように進められることの確認を致しておきます。

次に、日程 25. 報告第 14 号、平成 16 年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第 2 号）の報告についてですが、初日の本会議で、委員会付託を省略し、報告を求めるとということで確認を致しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

それでは、そのように進めてもらうということで確認を致しておき

ます。

町長から、付議が予定されている議案については以上ですが、質疑ご意見等はございませんか。

(質疑なし)

委員長 それでは、他に質疑意見等もないようでありますので、付議予定議案については、今決めさせていただきましたとおりの取扱いで議長の方で進めてもらうことと致します。

この事で、理事者の方から報告等はありませんか。

(報告なし)

委員長 それでは協議事項(1)平成16年度第5回斑鳩町議会定例会については以上で終わります。次に(2)議員定数のあり方について、ですが総務部長も来ていただいておりますので、先に2.その他(1)陳情要望書等の取扱いについてを議題といたします。

本日まで、別紙のように陳情書等が議長宛てに送付されてきておりますがこの取扱いについて、委員の意見をお聞きしていきたいと思っております。

まず事務局から、各々の陳情書等送付されてきた経緯などを簡単に説明して下さい。

事務局長 陳情要請等につきましてはお手元の資料に配布させていただいておりますように、4件全て郵便で議長宛に送付をされております。中身につきましては省略させていただきますが、タイトルとお送りさせていただきました団体等の名前だけご報告させていただきます。まず、2004年度、県民・地域住民の切実な要求の実現を求める要請書でございますが、10月12日付けで受理いたしております。「軍事費を削ってくらしと福祉・教育の充実を」国民大運動奈良県実行委員会 実

行委員長 岡田力、構成団体は奈良県労働組合連合会・奈良県商工団体連合会・新日本婦人の会奈良県本部・奈良県民主医療機関連合会・民主青年同盟奈良県委員会・奈良県農民組合、等々でございます。この内容につきましては、各項目に掲げておりますが、最終的には斑鳩町議会の方で意見書として出していただきたいというような内容でございます。項目内容につきましては省略させていただきますのでよろしく申し上げます。それからもう1件、要請と懇談への協力のお願いと趣意書という事でございますが、例年県の教職員組合の方からこういう文書が来まして、各町に教職員組合がございますので、その辺からまたお話があるかと思いますが、内容については教育基本法の関係についての意見書を出していただきたいという事の趣意書でございます。内容につきましては省略させていただきますと思います、10月27日付けで文書をいただいております。

次に、「人権侵害救済法の早期制定を求める意見書」採択について（お願い）という事で、奈良ヒューライツ議員団 議長 川口正志 幹事長 田川雅人という事でお二人の方から10月28日付けで文書の送付がなされております。これにつきましても、人権侵害救済法につきましての意見書の方を町議会の方でまとめていただいて送付してほしいという事で意見書案を添えての文書送付でございます。

それからもう1件でございますが、「ILO勧告に基づきJRの1047採用差別事件の早期解決を求める」陳情書という事で、建交労近畿地方協議会 議長 斎藤真一 等から同じくILO勧告に基づきましての町議会からの意見書を国の方に出していただきたいという事の陳情でございます。この4件が来ておりますので、それぞれ取扱いについてご意見の方よろしくお願いたしたいと思っております。

委員長

皆さんにちょっとこの4件の陳情書等でタイトルが長いのもありますので、1件ずつ話すのも何ですので、一番上の10月12日に受付番号、405で受付られた要請書を1番と番号打ってください、そして次の10月27日420号で受けられたものについては2番、

433号で10月28日受け付けられたのが3番、最後に11月8日、444号で受け付けられたものを4番という事でナンバリングをお願いいたします。

それでは次に議長からこれらの陳情書等への考え方などをお聞かせ願いたいと思います。

議長 1番については配布でいいと思います。2番もそうしていただいたらどうですか。3番も配布、4番もそうしていただいたらと思います。

委員長 議長の考え方といたしましては、ちょっと理由はあれですが全て配布という事でいいのではないかなという意見なんですが、それでは議会運営委員会委員の皆様方のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

里川委員 私も1. 3. 4につきましては色々なご意見もあるだろうし、まだちょっと研究も必要かという事もあるって、即こうしたらいい、という事にするのは難しい内容であるという風に感じたんですが、2につきましては、義務教育の国庫負担金の問題については具体的な形で中学校費の削減であるとかいう問題が出てきておりますし、この事について町議会の中でこれまで議論、方針出たからの議論がなかったように思いますので、やっぱり私はこれについては、義務教育費の国庫負担金の削減、関係については一定の議論を、議会として一定の議論をしたという形にしておくべきではないかな、そういう形にしたいなというのが率直な、これらを見た時の考えとして私の中ではあったものですから、できましたら2については議論をする機会をもっていただけたらなという風に思ってます。

委員長 里川委員から1. 3. 4は議長と同じように配布に留めておくという事で、この意見書採択について議員の中で発議されたらというように考えております。この2の奈良県教職員組合からの趣意書なんです

が、懇談への協力というもの題名には挙げておりますが、要旨としては最終的に里川委員がおっしゃった通りだと思います。このような意見がございますが他の委員さんにつきまして、この件についてどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

嶋田委員　私は、議長が配布に、という事でそっちの方に同じ意見です。2については義務教育費の国庫負担制度、これは堅持しないといけないのはもちろんだと私自身思っておりますが、ここにはその他教育基本法の見直しではなく、とかそういうような事も入っておりますので、これは配布に留めてみなさんしっかり勉強していただいた方がいいのではないかと思っております。

委員長　今の段階では1. 3. 4については配布でいいという事で、2について配布するか付託するかという意見があります。

西谷委員　配布でいいと思います。内容見て実際付託してどれ位の中身の濃い議論ができるのかというのが疑問です。内容についてもただ教育基本法見直しではなく、その理想を実現させるという、これだけでも相当な突っ込んだ議論をしようと思ったら今の現状から色々勉強もしていく中では、それは付託とする案件としては無理があるような気がいたしますし、送付された内容全てがそうであるなら、同じような形で配布して、どうしても意見書出したいという議員さんがおられたらそんな人らが意見書出して議会で採決したらいいと思う。

委員長　他にございませんか。

1. 3. 4については配布という事でよろしいですね。
そしたら、他の方、ご意見を聞かせてください。

飯高委員　僕も1. 3. 4については色々多岐に渡っているのもので難しい面もあるかと思うんですけど、義務教育の国庫負担についてまだ国の方も

そんなに固まっていないという事もあるので、ちょっと難しい、配布に留めておいたらいいのではないかと思います。

三木委員 私も配布の方で。

中川委員 読んでる途中なんですけど。

里川委員 今各委員さんのご意見お聞きする中では、配布でいいのではないかというご意見も多いです。私も無理やり主張するつもりもないんですが、一つ気になるのは懇談への協力という事もありますので、今後斑鳩町の教職員組合などから懇談したいという要請があった場合には快く受けていただけるのかどうかという事です。これ、たぶんそういう事なのかなという事もありますので、議会としてそういう懇談について協力をさせていただくのかどうかという、そのところはちょっと確認させていただきたいなと思います。配布する、しないについては配布というご意見多いですけども、その事はちょっと確認したいなと思いました。

委員長 今の里川委員のご意見なんですけど、これは奈良県教職員組合の方からの趣意書という事を出されておりますが、理事者側にはこのようなものは、現在、奈良県教職員組合から出ているのかどうか、それと里川議員がおっしゃったように、斑鳩町の教職員組合等からそのようなアクションというのがあるのかどうか、部長の方で把握している状態だけでも教えてください。

総務部長 今のところ、町の方へは特段そういった話はございません。恐らく斑鳩町の教職員組合については教育委員会が対応して、先般もそういった話合いがあったと聞いておりますので、町長の方まではそういった事は私は聞いておりません。

委員長 当然議会の方にはまだないから、上がってきてないと思うんですが、それはその時点で議長の方から諮問なり相談があると思いますので、その段階でまた議会運営委員会に諮らせていただいて決定していきたいと思うんですが、今のところ、それでよろしいですか。

そしたら、議会運営委員会としてこの4点の陳情書等については、配布に留めてもらうという事で取り纏めをさせていただきます。それでは陳情書等のことについてを終わります。

委員長 総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことと致します。総務部長には大変お忙しい中、どうもご苦労さまでした。

それでは9時55分まで休憩いたします。

(午前9時46分 休憩)

(午前9時58分 再開)

委員長 再開いたします。それでは元の大きな1の(2)議員定数のあり方についてを議題と致します。本件につきましては、先般の議会運営委員会における閉会中の所管事務調査として先進地視察も実施していただき、色々参考にしていただいたこともあろうかと思えます。本件については、当委員会の継続審議事項となっていますので、引き続き審議していきたいと思えます。各委員の意見をお聞かせいただきたいと思えます。

中川委員 議員定数のあり方については、今後合併の進捗状況に応じて変化する事もあると思うので、今日はこのまま留めておいて、保留という形でまとめてもらったらどうですか。

西谷委員 私も中川議員と一緒に、合併の是非が決定してから改めて審議したらいいと思えます。

委員長 いろんなチラシの中で、議員定数についてを、という事で書かれているビラもありますし、私もそのように思います。今、まだまだ流動的な段階で、議論していくにはなかなか仮の話という事になってきて、12月5日の住民投票の結果である程度の方向付けもできるのではないかなと。それ以後の継続という事で審議していきたいと思しますので、本日は一定の審議を行ったという事で、次回委員会においても引き続き審議を行っていくという事で終わっておきたいと思っておりますがよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、進めていきます。(2)議会における附属機関等の委員選出についてを議題と致します。斑鳩町文化振興財団から、理事及び評議員の推薦依頼が来ております。この取扱いについて、委員の方からご意見があればお聞きしていきたいと思しますのでよろしくお願ひします。

中川委員 現在の正副議長また総務正副委員長でお願いしていただいたらどうかと思います。

委員長 他にご意見ございませんか。

三木委員 私もそういう形でいいと思います。

委員長 という事は、理事につきましては浅井議長と松田委員長、それと評議員については浦野副議長と嶋田副委員長という事でまとめさせていただきたいと思っておりますがよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、議会における附属機関等の委員選出についてを終わります。

委員長 その他について各委員からご意見等がありましたらお受けしてまいりたいと思います。

三木委員 議会運営の、私、今年度から議運の委員にならさせていただいたんですけれども、去年も傍聴には来ておって感じた事なんですけれども、委員長が要望書なり意見書なりの時に、浅井議長に最初にどうですか、という質問を聞いておられると思うんですけれども、私は去年の記憶からすると最後に森河議長どうですか、という事で、最後に聞いたように私は感じているんです。最初に議長が言うという事は、まず議長が言って、それに対して皆さんも議長の意見を聞いてから発表するという形になると思っているんですけれども、私は最後に、では議長どうですか、という事で最後に同意、意見を求めるというのが筋なのかなと感じたものですから、その辺のところをお諮りいただきたいと思います。

委員長 誠に申し訳ないんですが、昨年は議長に直接の時もありましたが、これらの要望書等が送付されてきた段階で、局長を通じて、また議長直接、森河前議長もこれについては私はこういう具合に思うんです、という話があったんです。残念ながら今回はそういう話が打合せの段階でもお聞きする事ができなかったもので、皆さんの前で一応聞かせていただいて、それを参考にさせていただければいいかなというように、今日も、聞くという事についてはこの前の打合せの時には出してなかったんですが、今日のこの委員会までにそういうのが何もなかったので皆さんにも参考にしてもらうために最初に聞きました、それだけの事です。

三木委員　　と言う事は、最後でお聞きになってもいいという事で解釈していいですね。

委員長　　そうです。
他にございませんか。

里川委員　　この間から議長の方から各常任委員会の方へ台風23号の被害と中越地震の被害者に対する義援金の事で各常任委員会の方へ相談かけていただいたと思うんですね。それで、その時に、全協でというような、全協で決めるようなニュアンスで私はお聞きしてたんですけども、各常任委員会で諮っていただいたら、その結果でどうするのか、という事を常任委員会から各出てきていただいている議運の中でまとめていただいて、ちょっとでも早く、するのだったら早くさせてもらった方がいいのかなと思ったりもしてるんですよ。できましたら各常任委員会で意見を聞いて、議運でまとめた結果で、議長と議運と相談させてもらって最終こうしたい、という事で開会当日の全協で報告するという形で進めてもらった方がスムーズでいいのかなという気もちょっとしてたんですけども、そこら辺どんなものでしょうね。議長も居てくれはるし、委員長もどんな風にお考えなのか分かりませんが、そういう事ではいけないのかなと私は思ってたんですけどもね。

委員長　　各常任委員会で議長が相談かけておられるという事を聞いて、私はちょっとなぜかなと。その事も相談なかったんです。副委員長もご存知のとおり、この件につきましては議長も常任委員会でそういう説明されてるみたいですが、常任委員会で聞きましたけれども、議運の視察の時にそういう話が出たので、という事で各常任委員会に聞いておられるという事で、総務委員会の時も私はそういう事で意見を言ったんです。あの時私としては前前日くらいですかね、名前出して言いますけれども、飯高議員、吉川議員からこの義援金の事で議運の方で図

ってくれたらどうや、という事を聞かせていただきましたので、皆さんも記憶にあると思いますが、食事の時にああいう所で言うのもどうかと思います、話させていただきました。その時も議運でしたら正式に、という事で今日の議運で再度議長からあるのかなと思っていたんですが、偶然建水が終わった時に自分が来た時に、議長からそういう話をされてるという事で、そうして内容的には私自身は詰める必要があるのではないかなと思っているんです。それだけの事で、私としてはどうのこうの、という事が、里川議員がおっしゃるように早くする方がいいの違うかな、全協開くのは初日だから6日ですか、実はこの後議長からもちょっと報告をいただくのかなと思うんですが、その報告によって早める事も可能かなと思うんですが、この後議長の方から報告いただきますので、この件について議長から報告いただきます。

議 長

今の義援金について議運の視察の時に話あったと思います。その中でできれば早くという事で、また私も議運で諮っていただく、全協で諮ろうかという話もありましたけれども、もうやっぱり同じ義援金を出していただくなら早い方がいいという事で6日の初日まではちょっと時間もかかりそうだし、その間に閉会中の常任委員会もあるし、その時に諮ったらどうか、という意見もありましたので、諮らせてもらって皆さんのご了解を得ればいつでもいいの違うか、何も6日まで待たなくてもそれまでに義援金出させていただいてもいいかなという事で、金額について整理させてもらったけれども、出したのは分かっていたけど幾らかというのが分かっていなくて、10万円という線は一応出しましたけれども、建水では15万円でどうやろう、総務では10万円ずつで20万円でどうやろという意見出てます。松田委員長が隣にいて言ったら、10万円ずつ両方へ、20万円でどうやろ、という意見を私は総務でお聞きしました。今、この議運の中で諮っていただくのだったら、建水が15万円と厚生が私は10万円だと思ってますけれども、意見がばらばらで、15万と20万と10万と。これを

どうしたらいいか、という事を諮ってもらったらいいかと思いますけれども。

委員長

今の報告の中で、申し訳ないけど、里川委員もおっしゃったように、その事で全協という言葉が出ておるんですよ。総務委員会でも全協で、という事を言っておられるから、里川委員がそれだったら議運で決定してもらいますという事だけを各委員さんらに諮っておいていただいたら今日決定する事ができる。だけど、そういうのではなくて、今、議運で決定してくださいと議長が言われたのは、議長が各常任委員会でどういう話をしておられるのか、というのがみんなばらばらなんですよ、はっきり言ってまとめができないという事になりますので、その点は金額についてもまとまりがないな、というのは確かに思っているんですよ。そしたらその常任委員会で、確かに建水では議運でというような意見があったというのは聞いてます。だけど、厚生では里川委員がおっしゃったように全協で、という。日についてはそうなってくるからね。だからどこで決定するのかという事を考えてもらったら、各常任委員会で色々話をさせていただくのはそれで結構だけど、まとめてきてもらってたらいいけど、金額についてもまとまってないから、どういう具合にまとめられるのか、という事はできない、私はそう思います。

議長

金額がまとまってないというのは、私の考えは各常任委員会で了解いただいた後、6日の全協に決定したいと思ってましたので、一応意見だけ聞かせてもらいました。だけど、今、議運でという話をお聞きしましたけれども、一応皆さんに周知してもらって、今度の6日の全協の時にすぐ決定していただいたらいいか、という事を思っているだけです。私がこれが議運の時の視察の晩のご飯の話だと思います。

委員長

暫時休憩します。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時19分 再開)

委員長

再開いたします。

休憩前に里川委員からご意見をいただきまして、議長からも答弁いただきましたが、改めて里川委員から意見を求めます。

里川委員

各常任委員会で諮っていただいた時に全協で、という事を議長もおっしゃられてましたので、色々各委員さんから異議が出てきてもいけないかと思っておりますので、もちろん正式な委員会でそういう流れになったわけではないんですけれども、やはり議長の言葉というのは重みがありますので、議長が全協でとおっしゃったという事をやっぱり尊重すべきであるという風に思っておりますので、私は少しでも早くあまり月をまたがないで、と思ったのでその思いを申し上げましたけれども、全協の方で金額なり諮っていただきまして、早急にその後処置・処理をしていただけたらなという風に思っておりますので、それをお願いいたします。

委員長

そしましたら、義援金の取扱いについてはこれで終わりたいと思います。

他にございませんか。

(その他質疑なし)

委員長

事務局の方から報告等はありませんか。

事務局長

既に各議員さんのレターケースの方に入れさせていただいておりますけれども、来年度の議員手帳と会議手帳を配布させていただいておりますので、また持って帰っていただきたいと思っております。それから12月定例議会につきましても議案配布については12月3日に各議員さんの自宅の方へ配布させていただく予定で進めておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

委員長

それでは、他にご意見等もないようでありますので、12月定例会初日の議会運営委員会については、特に審議を要する案件等がないようでありましたら委員会は開かせていただかないということで確認をさせていただいておきたいと思いますが、よろしいか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。定例会初日にどうしても委員会を開く必要が出てまいりました場合には、正副委員長の判断で議会運営委員会を開かしていただくかもわからないということで、お含みをしておいていただきたいと思います。

以上を持ちまして、本日の議会運営委員会を終了させていただきます。どうもご苦労様でした。

(午前10時21分 閉会)